

令和 7 年度医療費等分析業務委託 仕様書

神奈川県後期高齢者医療広域連合
企画課

令和7年度医療費等分析業務委託仕様書

令和7年度医療費等分析業務（以下「本業務」という。）については、業務委託契約書に定めるもののほか、本仕様書の定めるところによる。

1 目的

神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「委託者」という。）は、委託事業者（以下「受託者」という。）に、被保険者の健康状態や健康課題の把握および、病気の発症予防や重症化予防業務・医療費適正化等への各種取組を推進することを目的とし、医療費等分析業務を委託する。

2 履行場所

受託者社屋および神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

3 契約期間

令和7年5月20日～令和8年3月31日

4 業務概要

業務概要は以下のとおりとし、各業務の詳細は別紙のとおりとする。

(1) 医療保健情報分析報告書の作成

委託者が受託者に提供するデータを分析活用し、報告書を作成する。

なお、報告書は統計情報にとどまることなく、効果的かつ効率的な保健事業の実施等への活用に資する内容である。

(2) 市町村別医療保健情報資料の作成

上記(1)「医療保健情報分析報告書」の作成で得られた分析結果を基に、市町村が活用できる医療保健情報に関する資料を市町村ごとに作成する。

(3) 後発薬品効果分析資料の作成

先発医薬品から後発医薬品に切り替えることで医療費適正化が見込める被保険者に対して軽減可能額を通知するにあたり、事業効果の高い薬効が把握できるリストを作成する。

(4) 要介護支援者有病状況資料の作成

第3期データヘルス計画における健康医療情報等の分析のため、要介護度別主要疾患（糖尿病・高血圧・歯肉炎・歯周病・筋骨格疾患・脳出血・脳梗塞・狭心症・心筋梗塞・脂質異常症・認知症）有病率を分析する資料を作成する。

(5) 多剤・睡眠薬・重複投薬者への相談および指導の効果分析報告書の作成

委託者が令和6年度に保健指導通知を送付した者および保健指導を実施した者の、入院、入院外および調剤に関する医療費を分析する。

(6) 歯科健康診査事業の効果分析報告書の作成

令和2年度から令和6年度までの歯科健康診査結果から、口腔衛生や口腔機能の推移を把握する。さらに医療機関受診状況や全身疾患の有病状況を確認することで、歯科健康診査事業の効果分析を行う。

(7) 糖尿病性腎症重症化予防事業の中長期評価報告書の作成

平成29年度から令和元年度に実施した保健事業対象者の新規人工透析導入者および健康状態などについて分析する。

5 委託者が受託者に提供するデータ

(1) 被保険者マスタデータ

(2) 令和5年5月～令和7年4月審査分（令和5・6年度診療分）の電子レセプトデータ（医科、歯科、DPC、調剤）

(3) 令和2年度～令和6年度審査分のKDB抽出データ。分析に必要なKDB抽出データの種類については、委託者と受託者で協議の上決定。

(4) 令和5年度～令和6年度実施 健康診査 市町村別受診データ

(5) 令和2年度～令和6年度実施 歯科健康診査結果電子データ

(6) 令和6年度多剤・睡眠薬・重複投薬者保健指導対象者リスト

(7) 平成29年度～令和元年度糖尿病性腎症重症化予防事業保健指導対象者リスト

(8) 新規人工透析者数等集計表

※ その他、業務履行に必要なデータは委託者と受託者で協議のうえ決定する。

6 体制の整備等

(1) 業務の履行について契約約款（委託業務一般）を遵守すること。

(2) 実施体制の整備

ア プロジェクトリーダーの設置

本業務に従事する者の服務等、個人情報の適切な取扱い、その他委託業務の作業全体に関する責任者としてプロジェクトリーダーを設置し、個人情報の取扱いに関する規定等の周知および徹底、個人情報の安全管理や委託業務の進捗管理、品質管理を行うこと。

イ セキュリティ体制

データの受け渡し方法およびデータベースの作成を行う作業場所のセキュリティ対策については次のとおりであること。

(ア) データの受け渡し

本業務に使用するデータはパスワードを設定した上で、セキュリティ便等を用いて受け渡しすること。

(イ) 保管場所の施錠

受領したデータは、施錠可能な保管庫等に入れ、データを格納している業務サーバーもラック等に入れた状態にすること。受託者は、業務上知り得た事項

について、他に漏らしましたはこれを利用してはならない。また、第三者に提供および利用させてはならない。

(ウ) データの返却

受託者は、業務履行するため収集、作成した個人情報を業務完了後速やかに委託者へ返却し、その旨を書面で報告するものとする。

7 委託料の支払い方法

(1) 完了検査および委託料の請求

受託者は、上記 4 (1)～(7)の全業務完了後に委託者に書面で業務の完了を報告し、委託者の検査に合格した場合、業務委託料の支払いを請求することができる。

なお、金額については別添「令和 7 年度医療費等分析業務委託単価表」のとおりとする。

(2) 支払期限

前号の規定に基づく適法な請求書を受領した日から 30 日以内とする。

(3) 消費税および地方消費税率

金額に消費税額（地方消費税を含む。）を乗じた額を加算して受託者に支払うものとする。消費税および地方消費税率については、本契約の完成および引き渡し日における税率によるものとする。

8 著作権について

(1) 本業務にかかる一切の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条で定める権利を含む）は、委託者に帰属するものとする。

(2) 受託者は著作者人格権について、一切行使しないものとする。

(3) 本業務委託料には、本業務により発生した著作権に係る著作権譲渡および著作者人格権不行使に係る代金を含むものとする。

(4) 受託者は委託者に対して、本業務において第三者の著作権、知的財産権およびその他権利について侵害しないことを保証する。

9 その他

(1) 当該業務に関連する法令（労働基準関連法令等）について遵守すること。

(2) 事業の変更、修正を要する場合や本記載に定めのない事項、本記載内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者および受託者で協議のうえ、決定する。

(3) 成果物の作成について特許等がある場合は、受託者がその使用許諾等の責任を負うこと。

(別紙)

「医療費等分析」の詳細

1 医療保健情報分析報告書の作成

(1) 業務内容

委託者が受託者に提供するデータを基に、神奈川県後期高齢者医療広域連合被保険者における医療費等分析を行う。分析をととして医療費や生活習慣病等を把握することで課題を明確にし、それをふまえた「医療費等分析結果報告書（「経年比較資料」を含む。）」を作成する。

また、分析結果を市区町村別等に示し、市区町村は県と、神奈川県は全国と比較する等、明瞭に表や図を用いて図示すること。年齢別、性別分布により有効な分析結果が得られる項目については、その分析結果についても示すこと。分析に用いた各数値は、市区町村の指定により包括的、簡易的に確認することができ、県全体、他の市区町村間と比較可能な表形式（Microsoft Excel 等）で提供すること。詳細は、委託者と受託者で別途調整の上決定する。

ア 基礎統計

- (ア) 令和6年度の被保険者数
- (イ) 被保険者割合および伸び率
- (ウ) 平均自立期間（県内市町村順位）・平均余命・要介護期間
- (エ) 健康診査受診者数と受診率
- (オ) 歯科健康診査受診者数と受診率

イ 医療費

- (ア) 入院、入院外、調剤、歯科ごとの、総医療費、医療費の伸び率、一人当たり医療費
- (イ) 細小分類による医療費上位10疾病
入院、入院外、男性、女性、全数における5年間の変化
- (ウ) 健診受診による介護・医療への影響
健診受診の有無による、75歳以上の、要介護度および医療費の影響についての分析

ウ フレイル

- (ア) フレイル関連疾患 年齢階層別患者数・有病率および医療費
- (イ) 骨折関連の患者数および医療費
 - a 骨折
 - b 転倒
 - c 骨粗しょう症
 - d 骨折による入院発生率
- (ウ) 肺炎・う蝕歯肉炎および歯周疾患の医療費
 - a 肺炎
 - b う蝕歯肉炎および歯周疾患
- (エ) 認知症およびうつものの医療費

エ 生活習慣病（糖尿病・高血圧・脳出血・脳梗塞・狭心症・心筋梗塞）

- (ア) 後期高齢者医療保険制度加入時（75歳）の生活習慣病の患者数および有病率

- (イ) 生活習慣病患者数および有病率

オ 健康診査

- (ア) 健康診査項目データ（BMI、HbA1c、血圧、腎機能、血色素）。判定値については、4区分（保健指導判定値未満・保健指導判定値以上受診勧奨判定値未満・受診勧奨判定値以上・受診勧奨判定値のうち重症度の高いレベル）および委託者から指定するものを使用
- (イ) 後期高齢者の質問票の集計
- (ロ) 医療機関受診状況の健康診査未受診者との比較

カ 人工透析

- (ア) 人工透析患者数の5年間の推移
- (イ) 糖尿病、糖尿病性腎症、慢性腎不全および糖尿病性腎症以外の腎疾患の患者数・被保険者の割合
- (ロ) 透析患者の併発疾患の患者数・有病率・医療費

キ 多剤、睡眠薬・重複投薬者

- (ア) 多剤（15錠以上）、睡眠薬、重複投薬の発生状況（レセプトデータ、KDBデータ）
- (イ) 骨折との関連

ク 要介護認定

- (ア) 要介護度別の認定者数、割合 医療費
- (イ) 要介護度別の有病率（筋骨格系、高血圧、歯肉炎、歯周病、脂質異常症、糖尿病、認知症・うつ、肺炎）

ケ 後発医薬品使用状況

- (ア) 後発医薬品使用率（数量ベース）
- (イ) 後発医薬品使用率（金額ベース）
- (ロ) 薬効分類別の使用率
- (ハ) 後発医薬品切り替えによる期待効果（金額・数量・患者数）
 - ※ 薬効分類別でみた後発医薬品切り替え時の差額を示すこと
- (ニ) バイオシミラー使用率
 - ※ バイオミラーが80%以上を占める成分数について、全体の成分数に占める割合

(2) 納品物

医療費分析結果を次のとおり作成し、報告書として納品する。

- ア 報告書はA4版、カラー刷りで製本したものを10部提出する。
- イ 報告書および調査の過程で得られた統計資料等を表やグラフなど加工が可能なMicrosoft Excel形式で、電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で1部提出する。
- ウ 市町村ごとの「医療費」「生活習慣病」「細小分類による医療費上位10疾病5年間の変化」「市町村ごとの特徴」については、Microsoft Excel等のデータ情報を提出する。
- エ 「保険者、入院外/入院、性別」をそれぞれプルダウン形式で選択および設定すると、対応する表および、折れ線グラフが自動で更新され、「小分類による医療費上位10疾病5年間の変化」が一覧可能な、Microsoft Excel ファイルを提出する。
- オ 詳細については、委託者と受託者で相談の上決定する。

(3) 履行期限

令和 7 年 10 月 31 日までとする。

2 市町村別医療保健情報資料の作成

(1) 業務内容

医療保健情報等分析報告書の分析結果を基に、市町村が活用できる医療保健情報に関する資料を市町村ごとに作成する。

(2) 納品物

本業務に係る資料については、適宜、委託者と協議および報告を行い、成果物として委託者の承認を得たものを納品しなければならない。

(3) 履行期限

令和 7 年 10 月 31 日までとする。

3 後発医薬品効果分析資料の作成

(1) 業務内容

委託者が提供する電子レセプトデータを分析し、先発医薬品から後発医薬品に切り替えることでの医療費適正化効果を分析する。また、分析資料を後発医薬品利用差額通知事業で活用するにあたり、事業効果の高い薬効の把握に使用する資料を作成する。

受託者は、適宜委託者と協議を行い、成果物として委託者の承認を得たものを納品しなければならない。

(2) 納品物（納品の形式については、資料 1～4 のとおりとする）

ア 薬効分類別のジェネリック普及率集計結果一覧（医科、DPC、調剤）…資料 1

イ 薬効分類別のジェネリック普及率一覧（医科（外来）、調剤）…資料 2

ウ 被保険者別のジェネリック普及率集計結果一覧 …資料 3

エ 先発医薬品別使用状況ランキング …資料 4

(3) 履行期限

令和 7 年 8 月 22 日までとする。

4 要介護支援者有病状況資料の作成

(1) 業務内容

委託者が提供するデータを分析活用し、第 3 期データヘルス計画における健康医療情報分析のため、要介護度別主要疾患（糖尿病・高血圧・歯肉炎・歯周病・筋骨格疾患・脳出血・脳梗塞・狭心症・心筋梗塞・脂質異常症・認知症）の有病率や市町村別に特色がわかる資料を作成する。

(2) 納品物

本業務に係る資料については、適宜、委託者と協議および報告を行い、成果物として委託者の承認を得たものを納品しなければならない。

(3) 履行期限

令和 7 年 10 月 31 日までとする。

5 多剤・睡眠薬・重複投薬者への相談および指導の効果分析報告書の作成

(1) 業務内容

委託者が提供するデータを分析活用し、保健指導通知を送付した者（当該事業実施対象者）のその後の医療機関受診状況および医療費削減効果額等を記載した報告書を作成する。

報告書は表や図を用いて明瞭に図示し、適宜、委託者と協議および報告を行い、成果物として委託者の承認を得たものを納品しなければならない。

詳細の記載項目については、委託者と受託者で協議および調整し、決定するものとする。

(2) 納品物

ア 報告書はA4版、カラー刷りで製本したものを10部提出する。

イ 報告書および調査の過程で得られた統計資料等を表やグラフなど加工が可能な Microsoft Excel 形式で、電子媒体（CD-R または DVD-R）で1部提出する。

(3) 履行期限

令和8年2月28日までとする。

6 歯科健康診査事業の効果分析報告書の作成

(1) 業務内容

委託者が提供するデータを分析活用し、令和2年度から令和6年度までに実施した当該事業実施者のその後の医療機関受診状況および医療費削減効果額等を記載した報告書を作成する。

報告書は表や図を用いて明瞭に図示し、適宜、委託者と協議および報告を行い、成果物として委託者の承認を得たものを納品しなければならない。

(2) 納品物

ア 報告書はA4版、カラー刷りで製本したものを10部提出する。

イ 報告書および調査の過程で得られた統計資料等を表やグラフなど加工が可能な Microsoft Excel 形式で、電子媒体（CD-R または DVD-R）で1部提出する。

(3) 履行期限

令和8年2月28日までとする。

7 糖尿病性腎症重症化予防事業の中長期評価 新規人工透析導入者の分析および保健指導の効果に係る報告書の作成

(1) 業務内容

委託者が提供するデータを分析活用し、次の事項を記載した報告書を作成する。

ア 平成29年度から令和4年度までの糖尿病性腎症重症化予防事業対象者のうち、人工透析導入者治療の有無および医療費に関する分析

イ 平成29年度から令和4年度までの糖尿病性腎症重症化予防事業対象者の医療費・健診結果に関する分析

報告書は表や図を用いて明瞭に図示し、適宜、委託者と協議および報告を行い、成果物として委託者の承認を得たものを納品しなければならない。

詳細の記載項目については、委託者と受託者で協議および調整し、決定するものとする。

(2) 納品物

ア 報告書は A4 版、カラー刷りで製本したものを 10 部提出する。

イ 報告書および調査の過程で得られた統計資料等を表やグラフなど加工が可能な Microsoft Excel 形式で、電子媒体（CD-R または DVD-R）で 1 部提出する。

(3) 履行期限

令和 8 年 2 月 28 日までとする。

(別添)

令和7年度医療費等分析業務委託単価表

	項目	予定数量	単位	単価(税抜)
1	医療保健情報分析報告書の作成	1	式	
2	市町村別医療保健情報資料の作成	1	式	
3	後発薬品効果分析資料の作成	1	式	
4	要介護支援者有病状況資料の作成	1	式	
5	多剤・睡眠薬・重複投薬者への相談および指導の効果分析報告書の作成	1	式	
6	歯科健康診査事業の効果分析報告書の作成	1	式	
7	糖尿病性腎症重症化予防事業の中長期評価報告書の作成	1	式	